

2006年12月26日

内閣府国民生活局消費者企画課
消費者団体訴訟制度準備室 御中

愛知消費者被害防止ネットワーク
代表 杉 浦 市 郎

消費者契約法施行規則（案）及び適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン（案）に対する意見書

第1 意見の趣旨

- 1 消費者契約法施行規則（案）31条1項が定める情報の範囲には、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下、「pio-net」という。）に登録された情報のみならず、具体的な勧誘態様や具体的な契約条項など、より詳細な情報を含めるべきである。そのほか関連会社、グループ会社の情報もえることができるようにするなど、できるだけ柔軟に、積極的に情報提供が行われるよう求めるものである。
- 2 同条2項については、地方公共団体が、適格消費者団体に対し、本制度の実効的な実施のために必要と認める場合には pio-net 情報以外の情報を提供できるとすべきである。
- 3 同規則（案）3条1項の事業の区分について、法律事務所と司法書士事務所を一つの分類とせず、法律事務所と司法書士事務所は別の分類とすべきである。
また、「関係者」について、当該事業者及びその他の役員及び職員につき、過去2年間に前号に掲げる者であった者（2号）も含めているが、「関係者」から除外されるべきである。
- 4 規則（案）は、消費者団体に、12条3項2号で、「社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数の変更」につき、10分の1以上の増減があった場合に届出義務を課しているが、さらなる軽減が図られるべきである。
- 5 適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン（案）5頁で適格消費者団体の体制整備の1つの目安として斟酌する事項として、社員数につき100人存在することをあげているが不適切である。
- 6 法13条3項4号イ（2）「重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと」について、ガイドライン（案）7頁で、「いわゆる常任理事会などの一部の理事によって構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合も含む」とするが、不適切である。

第2 意見の理由

消費者団体訴訟制度は、深刻化する消費者被害の増加を防ぎ、消費者の権利を確立する上で、非常に意義ある制度である。

同制度を生かし、積極的な活用が行われるためには、より多くの消費者団体が、認定団体とされることが必要である。

また、消費者団体訴訟制度のもつ、消費者被害の予防という公的な役割を考えれば、行政としても、これら認定団体の活動を促進するため、十分な情報の提供や援助を行っていく必要がある。

しかしながら、発表された施行規則、内閣府令、ガイドライン案における消費者団体の要件は、厳格にすぎ、提供される情報は十分なものではなく、消費者団体に求められる報告義務は煩瑣にすぎて、消費者団体を疲弊させ、その活動を阻害する要因となるので、意見の趣旨記載の規則、ガイドラインとされるべきである。

1 法40条の国民生活センター・地方自治体から提供を受けることができる情報の範囲について（施行規則（案）31条1項）

我が国では、現在消費生活相談は主に地方自治体などの行政が無料で担当しており、これらの情報は行政に集中しているという現状がある。消費者団体でも消費生活相談を実施しているところであるが、集約される情報は限定的であり、110番活動もマスコミに報道されなければ効果的に情報は得られない。これらの実情からすれば、本制度が有効に機能するためには、消費生活相談に関する情報が集中している国民生活センター・地方自治体からの適格消費者団体に対する情報提供が効果的になされることがなによりも必要となる。

施行規則31条1項では、これらの情報の範囲はpio-netに登録された情報に限定されている。しかし、pio-net情報では、数百字程度の事案の概要が示されているだけで、問題となる実際の契約条項の具体的内容、不当な勧誘行為の詳細な内容は明らかにならない。実際に適格消費者団体が訴権行使を検討するには契約条項の具体的内容、不当な勧誘行為の詳細を知ることが不可欠である。このことからすれば、pio-net情報だけでなく、地方自治体の消費生活相談におけるより詳細な内容が情報提供される必要がある。

また、消費者団体は自ら情報を収集して差止め請求を行うべき（ガイドライン19頁）とされていて、情報提供を求めるにあたって、消費者団体は、当該消費者団体が収集した情報の概要その他の申請を理由づける事実等を具体的に記載した申請書を提出しなければならない（規則30条）が、消費者団体の情報収集能力には自ずから限界があるのであり、この規定を厳格に解し、消費者団体に手持ちに十分な情報がないと地方自治体から情報提供を受け得ないとされると問題であるから、柔軟な解釈がなされるよう望むものである。

また、現行の弁護士法23条の2による照会では、被害を受けた直接の法人の情報についての情報提供しか受け得ない。同制度も同様の扱いとすると、たとえば、たけうちグループの被害に見られたように、系列法人などで同様の手口で違法な販売方法がとられているのが判明している場合にも、手持ちの情報のある法人についてしか情報を得られないとするのでは、被害の実態把握に不十分となり、適切な警告や差止め請求を行うことができない。また、取り引きの違法性が明らかであれば、被害者の委任を受けていなくとも、被害防止のため、消費者団体に差止め請求を認めた同制度の

実効性を失わせるものである。

認定消費者団体には秘密保持義務が課され、行政庁の監督を受け、不適正な場合には認定取り消しを含む不利益処分を受けることから、以上の情報を開示しても、不都合は生じないと考える。消費者被害の拡大防止のため、消費者団体が適切に、違法な勧誘行為を行う事業者へ警告、差止めを行うことができるよう、柔軟、積極的な情報の開示を求めるものである。

2 地方公共団体の判断で提供される情報について（施行規則（案）31条2項）

施行規則31条2項では他の法令・条例によって1項以外の情報を提供することが可能な旨定める。しかし、現在の国民生活センターの情報公開に関する情報開示基準、各地方公共団体での情報公開条例に基づく開示基準は、特定の事業者を対象としたものについては①相談の年月と②件数しか開示されず、新たに各地方公共団体で本制度によって開示できる範囲を拡張する条例を制定しない限り効果的な情報提供はなされない。従って、同項だけでは効果的な情報提供は期待できない。

地方公共団体が条例を制定しなければ適当と認める情報を適格消費者団体に提供できないのは迂遠であるし、このように施行規則が地方公共団体の情報提供について消極的な姿勢をとれば、實際上、地方公共団体の情報提供が進まない可能性が高い。

施行規則によって、各地方公共団体がその判断で適格消費者団体に情報提供ができると定めることが相当である。

同項については、地方公共団体が、本制度の実効的な実施のために必要と認める場合は、1項以外の情報を適格消費者団体に提供することができる、とすべきである。

3 法13条3項4号ロ（2）の内閣府令で定める事業の区分について

施行規則（案）3条では法律事務所と司法書士事務所が同一の事業に分類されている。

しかし、法13条で同一の業種の関係者が2分の1を超えないこととしたのは、同一業界の者がいると業界利益をことさらに守るために訴権が適切に行使できない事態が生じうるためである。しかし、弁護士と司法書士は、隣接業種ではあるが、弁護士は訴訟事務を中心的に行い、司法書士は登記事務を中心的に行っているのであって、その業務内容は相当に異なる。このような異なる業種を同一業種とするのは本条の趣旨に沿わない。しかも、適格消費者団体を目指している団体の理事には、弁護士と司法書士がともに協力しあって運営に参画している団体も多く、本条の内容では実際の団体運営上も支障がでる可能性がある。従って、法律事務所と司法書士事務所は別の業種に分類すべきである。

4 規則（案）は、消費者団体に、12条3項2号で社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数の変更について、10分の1以上の増減があった場合に届け出義務を課している。しかし、消費者団体の社員たる団体の中には、会員数の増減が頻繁な団体もあるから、構成団体の会員数の増減について届け出義務を課すことは、消費者団体に煩瑣な事務手続きを要求するもので、加重な負担を課すこととなる。届出させる必要性自体、そもそも疑問であり、社員が法人、その他の団体である場合の構成員の変化についてまで届出義務を設ける規定は、ほんらい削除されるべきであることもふまえ、さらなる負担の軽減が図られる案へ変更されるべきである。

5 ガイドライン（案）で示された100人の基準について

上記ガイドライン（案）5頁では、適格消費者団体の体制整備の1つの目安として斟酌する事項として、社員数につき100人存在することをあげている。しかし、本制度では、適格消費者団体の認定要件について、活動実績、差止請求関係業務の遂行体制及び業務規程の整備、専門委員体制の整備、経理的基礎があること等が求められ、監督についても法30条以下で厳格に規定されている。法は、このような活動実績や体制の整備についての厳格な認定要件、監督規定があるかわりに人数要件は課さないとしたのであって、ガイドラインで上記の人数要件が規定されるのは不適切である。

6 法13条3項4号イ（2）「重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと」について、ガイドライン（案）7頁で、「いわゆる常任理事会などの一部の理事によって構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合も含む」として、重要事項の決定につき、常任理事会などへの委任を認めない。しかしながら、常に理事会を開催しなければならないとすると、消費者団体において、機動的な行動がとりにくく、悪徳商法に対する警告権の行使などにつき、緊急性が高い場合にも、時機にあった機敏な行動がとれない弊害が生じる。緊急性を要する場合には、常任理事会などへの委任が認められるべきである。